

環境・ストック活用推進事業のうち、普及・広報に関する事業を行う補助事業者の公募についての公示

令和元年 6月 11日

国土交通省住宅局長 石田 優

次のとおり、環境・ストック活用推進事業のうち、普及・広報に関する事業を行う補助事業者の公募について公示します。

1. 事業の概要

(1) 事業名

環境・ストック活用推進事業（うち、普及・広報に関する事業）

(2) 事業の目的

本事業は、上記（1）に掲げる事業を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、省エネ・省CO2技術、木造住宅・建築物等の整備に関する普及・広報を推進することを目的とする。

(3) 事業内容

木造住宅・建築物等の整備に関する「普及・広報」を行う事業

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。
令和元年6月中旬 ～ 令和2年3月31日

(5) 補助対象事業者の要件

次の1)～5)までの全てを満たすこと。

- 1) 提案事業を的確に遂行するために、以下に掲げる選定基準に合致すること。
 - ①木造住宅・建築物等の整備に関する幅広い知識を有すること。
 - ②全国的に効率的に普及・広報事業を行う能力を有すること。
- 2) 公正及び中立な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 3) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 4) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 5) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

2. 公募対象事業

(1) 以下のいずれかの取組みを含む事業を公募対象とする。

- イ 中大規模木造建築物等の普及・定着に資する設計者等の実務者向けの中大規模木造建築物等に係る基準等の普及・広報
- ロ 被災地域における住宅の復興に資する住宅事業者及び被災者向けの普及・広報
- ハ クリーンウッド法の趣旨・意義等の認知度の向上に資する消費者向けの普及・広報
- ニ CLT等の新たな木質材料を用いた建築物等の認知度の向上に資する消費者向けの普及・広報
- ホ 建設キャリアアップシステムの普及・定着に資する木造住宅の元請・建築大工向けの

普及・広報
へ 木造住宅業界における女性活躍の推進に資する地域工務店等向けの普及・広報 等

(2) 補助金の額
定額とする。

3. 手続等

(1) 担当

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課

(イ、ロ、ハの事業)

木造住宅振興室 榎田、一重

電話：03-5253-8111 (内線 39-472、39-422)

電子メール：kushida-h8310@mlit.go.jp / hitoe-k2r8@mlit.go.jp

(二、ホ、への事業)

木造住宅振興室 杉江、武山

電話：03-5253-8111 (内線 39-455、39-438)

電子メール：sugie-t2zi@mlit.go.jp / takeyama-y2ck@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 期間：令和元年6月11日から令和元年6月24日まで

② 場所：上記担当

③ 方法：上記担当にて紙媒体をもって手交

説明書の交付を希望する場合は、予め上記(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

① 期限：令和元年6月24日18時00分まで

② 場所：上記担当

③ 方法：上記担当へ、持参、郵送又は電子メールにて提出すること。

④ その他

・持参、郵送の場合は、1部提出すること

・郵送の場合は、書留郵便で郵送すること。

・電子メールの場合は、着信を確認すること。

・電子メールの場合は、以下のソフト及び形式で作成し提出すること。

「Just System 一太郎Government7」「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」

「Adobe Acrobat ReaderXI」以前に限る。

・電子メールの場合は、ファイル総量は極力1メガバイト以内とし、印刷時に規定の枚数以下になるように設定を行っておくこと。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。

(3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提案者に対して、

補助事業者の取消を行うことがある。

- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨について提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。